

令和4年9月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和4年9月春日部市議会定例会

議案第37号	春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	1
議案第38号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	4
議案第39号	春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び 春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	34
議案第40号	春日部市手数料条例の一部改正について	45
議案第41号	春日部市自転車駐車場条例の一部改正について	53
議案第42号	春日部市自転車放置防止条例の一部改正について	56
議案第43号	財産の取得について (新本庁舎備品購入(書庫))	58
議案第44号	財産の取得について (春日部市庄和消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-B型)	59
議案第45号	令和3年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	60
議案第46号	令和3年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	61
議案第47号	令和3年度春日部市一般会計決算認定について	62
議案第48号	令和3年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について	63
議案第49号	令和3年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について	64
議案第50号	令和3年度春日部市介護保険特別会計決算認定について	65
議案第51号	令和3年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計決算認定について	66
議案第52号	令和3年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について	67
議案第53号	令和3年度春日部市水道事業会計決算認定について	68
議案第54号	令和3年度春日部市病院事業会計決算認定について	69
議案第55号	令和3年度春日部市下水道事業会計決算認定について	70
議案第56号	令和4年度春日部市一般会計補正予算(第4号)について	71
議案第57号	令和4年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について	72
議案第58号	令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	

	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
議案第59号	令和4年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第1号）について・・・	74
議案第60号	令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・・・・・・・	75
議案第61号	令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第1号） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
議案第62号	令和4年度春日部市病院事業会計補正予算（第1号）について・・・	77

議案第 37 号

春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 22 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の高齢者部分休業について必要な事項を定めるため、条例を制定したく提案いたします。

春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、第3項に規定する年齢に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が同項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業に係る給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(高齢者部分休業の休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第38号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙記載
のとおり制定する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく
提案いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 総務（第1条—第7条）

第2章 厚生福祉（第8条）

第3章 建設（第9条）

附則

第1章 総務

（春日部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

（公益的法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条</p>

2	2
(5) 春日部市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 <u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)

(春日部市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の目次、章、条又は項に対応する改正前の欄の目次、章、条又は項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の目次、章、条又は項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
目次	
第1章 総則（第1条）	
第2章 定年制度（第2条—第5条）	
第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）	
第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）	
第5章 雑則（第13条）	
附則	
第1章 総則	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（ <u>昭和25年法律第261号</u> 。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、 <u>第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（ <u>昭和25年法律第261号</u> ）第28条の2第1項から第3項まで及び <u>第28条の3</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2章 定年制度	
(定年)	(定年)
第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u> とする。	第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。 <u>ただし、市立医療センター等に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u>
(定年による退職の特例)	(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において

て、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合の当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤

て、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定

務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(市立医療センター等に勤務する医師及び歯科医師を除く。)とする。

(1) 春日部市職員の給与に関する条例(平成17年条例第52号)第16条の2第1項に規定する職

(2) 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第198号)第4条に規定する職

(3) 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年条例第30号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事

により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある

ため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認

めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、市立医療センター等に勤務する医師及び歯科医師を除く。

令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに市立医療センター等に勤務する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(春日部市職員の再任用に関する条例の廃止)

第4条 春日部市職員の再任用に関する条例（平成17年条例第34号）は、廃止する。

(春日部市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 春日部市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）第18条の基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）第18条の基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(昇格・昇給の基準)</p> <p>第4条 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つ</p>	<p>(昇格・昇給の基準)</p> <p>第4条 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つ</p>

<p>た場合又は一の職から同じ職務の級の<u>初任給</u>の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則</u>で定めるところにより決定する。</p> <p>6 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>12 地方公務員法第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、<u>第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員</u>の属する職務の級に応じた額<u>に、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p>	<p>た場合又は一の職から同じ職務の級の<u>初任給</u>基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則</u>の定めるところにより決定する。</p> <p>6 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）の給料月額は、<u>その者</u>に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる<u>給料月額</u>のうち、<u>その者</u>の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p>
<p>第10条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（<u>以下この項及び次項において「交通機関等」という。</u>）を利用してその運賃又は料金（<u>以下この項及び次項において「運賃等」という。</u>）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（<u>以下この項及び次項にお</u></p>	<p>第10条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（<u>以下「交通機関等」という。</u>）を利用してその運賃又は料金（<u>以下「運賃等」という。</u>）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（<u>以下「自動車等」とい</u></p>

いて「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この項において「運賃等相当額」という。)

(運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(超過勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則に定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(週休日における

う。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(超過勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則に定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(週休日における

勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、**第1項**又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(管理職手当)

第16条の2

2 前項の規定による管理職手当の**額は、指定管理職員の属する職務の級における最高の号給の**給料月額100分の25を超えてはならない。

(期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における**当該職員**の在職期間の区分に応じ

勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、**第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)**又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(管理職手当)

第16条の2

2 前項の規定による管理職手当の**額は、**給料月額100分の25を超えてはならない。

(期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における**その者**の在職期間の区分に応じ

<p>じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>て、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項、次項及び第4項</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p>	<p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p>
<p>第18条の3 <u>第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第7条の2</u>から第9条まで<u>並びに</u>第9条の4の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>	<p>第18条の3 <u>第7条の2</u>から第9条まで<u>及び</u>第9条の4の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り</p>	<p>16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り</p>

捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 春日部市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第33号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 春日部市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

18 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第20項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるの

は、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 当分の間、附則第16項の措置については、地方公務員法第27条第2項に規定する降給とする。

23 附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する地方公務員法第49条第1項の規定の適用については、地方公務員法第49条第1項中「伴い降給」とあるのは「伴い降給をする場合及び春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）附則第16項の規定による降給」とする。この場合において、当該職員には、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

24 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

員	
---	--

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給与の種類及び基準)	(給与の種類及び基準)
<p>第3条 技能職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（<u>以下この号及び第3号において</u>「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（<u>以下この号及び第3号において</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（<u>以下この号及び次号において</u>「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第14条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した</p>	<p>第3条 技能職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（<u>以下</u>「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（<u>以下</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（<u>以下</u>「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第14条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した</p>

者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 年条例第 号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（再任用職員についての適用除外）

第18条 第5条及び第5条の3の規定は、地方公第18条 第5条及び第5条の3の規定は、地方公

務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年条例第30号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この号及び第3号において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この号及び第3号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条</p>

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 年 条例第 号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

<p>与額を減額して給与を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員)についての適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員)についての適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
--	---

第3章 建設

(春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第198号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この号及び第3号において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この号及び第3号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するもの</p>

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(給与の減額)

第15条

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 年 条例第 号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時

とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(給与の減額)

第15条

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

<p>間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条、第6条及び第6条の3の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>	<p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条、第6条及び第6条の3の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第3条の規定による改正前の春日部市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第3条の規定による改正後の春日部市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当

該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。

(9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。

(10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(11) 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち、附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第12条の規定により採用された職員をいう。

(13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。

(14) 新給与条例 第6条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例をいう。
(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)を超える職(市立医療センター等に勤務する医師及び歯科医師を除く。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転

任することができない。

3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条及び第5条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(市立医療センター等に勤務する医師及び歯科医師を除

く。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の給与に関する経過措置)

第11条 新給与条例附則第16項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第12条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年条例第39号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4

条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第12条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年条例第 号）附則第2条第10号に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第7条の2から第9条まで並びに第9条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する経過措置）

第13条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の規定を適用する。

（病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する経過措置）

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の規定を適用する。

（水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する経過措置）

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の規定を適用する。

議案第 39 号

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 22 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正等に伴い、1 週間の勤務時間の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定めるところによる勤務時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定めるところによ</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定めるところによる勤務時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定めるところによる勤務</p>

る勤務時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるときは、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（特別休暇）

第14条

2
（14）職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時

時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるときは、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（特別休暇）

第14条

2
（14）職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間

間を考慮し、市長が定める時間) の範囲内の期間

(21) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度の6月から9月までを取得期間として7日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに当該年度の6月1日以後において新たに職員となった者及び5月31日に勤務していない職員で6月1日以後職務に復帰した者等) については、市長が別に定める日数) の範囲内の期間。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該取得期間を変更することができる。

慮し、市長が定める時間) の範囲内の期間

(21) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度の6月から9月までを取得期間として7日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに当該年度の6月1日以後において新たに職員となった者及び5月31日に勤務していない職員で6月1日以後職務に復帰した者等) については、市長が別に定める日数) の範囲内の期間。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該取得期間を変更することができる。

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は号に対応する改正後の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 (2) 春日部市職員の定年等に関する条例(<u>平成17年条例第33号</u> 。以下「 <u>定年条例</u> 」という。)第4条の規定により引き続き勤務している職員 (3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしよう</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 (2) 春日部市職員の定年等に関する条例(<u>平成17年条例第33号</u>)第4条の規定により引き続き勤務している職員 (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>)までに、

とする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

その任期（当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（育児休業に係る子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、条例で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日

(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をして

日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して)する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して)する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、条例で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

いる場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) (略)

(2) (略)

<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p>
<p>第3条</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p>	<p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条</p> <p>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>
<p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>
<p>第9条</p> <p>(2) <u>定年条例第4条の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>	<p>第9条</p> <p>(2) <u>春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第4条の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>
<p>第10条</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当し</p>	<p>第10条</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当し</p>

たことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条

第10条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。)

(部分休業をすることができない職員)

第17条

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

附 則

(給与条例附則第16項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第16項の規定の適用については、同項

たことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条

第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。)

(部分休業をすることができない職員)

第17条

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

附 則

中「）とする」とあるのは、「）に、春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第16条の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第16項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）附則第5項」とする。

第3条 春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条	第2条
(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員	
<u>(4)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定中第14条第2項第14号の改正規定（「後8週間」を「以後1年」に改める部分に限る。）、第2条の規定（第9条に1号を加える改正規定並びに第16条、第17条第2号及び第18条第1項の改正規定並びに附則第4項の次に2項を加える改正規定を除く。）及び附則第3項の規定 令和4年10月1日
 - (2) 第1条の規定（第14条第2項第14号の改正規定中「後8週間」を「以後1年」に改める部分を除く。）並びに第2条の規定中第9条に1号を加える改正規定並びに第

16条、第17条第2号及び第18条第1項の改正規定並びに附則第4項の次に2項を加える改正規定並びに第3条の規定並びに次項の規定 令和5年4月1日

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第1条の規定による改正後の春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(育児休業等計画書に関する経過措置)

- 3 第2条の規定の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する同条の規定による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第40号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、別表第2の規定を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号） <u>第60条第1項</u> の規定による都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	1件につき 6,000円	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号） <u>第60条</u> の規定による都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	1件につき 6,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> 又は <u>第63条第3項第</u>	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地面積が 0.1ha未満 1件につき 86,000円 0.1ha以上 0.3ha未満 1件につき 130,000円 0.3ha以上 0.6ha未満 1件につき	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第63条第3項第5号イ</u> 又は <u>第68条の69第3項第5号イ</u> 又は <u>第31条の2第</u>	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地面積が 0.1ha未満 1件につき 86,000円 0.1ha以上 0.3ha未満 1件につき 130,000円 0.3ha以上 0.6ha未満 1件につき

<p><u>5号イ</u>に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>190,000円 0.6ha以上1ha未満 1件につき 260,000円 1ha以上3ha未満 1件につき 390,000円 3ha以上6ha未満 1件につき 510,000円 6ha以上10ha未満 1件につき 660,000円 10ha以上 1件につき 870,000円</p>	<p><u>2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ</u>に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>190,000円 0.6ha以上1ha未満 1件につき 260,000円 1ha以上3ha未満 1件につき 390,000円 3ha以上6ha未満 1件につき 510,000円 6ha以上10ha未満 1件につき 660,000円 10ha以上 1件につき 870,000円</p>		
<p>租税特別措置法第28条の4第3項第7号<u>イ</u>又は第63条第3項第7号<u>イ</u>に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 86,000円</p>	<p>租税特別措置法第28条の4第3項第7号<u>イ</u>、第63条第3項第7号<u>イ</u>若しくは第68条の69第3項第7号<u>イ</u>に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 86,000円</p>		
<p>租税特別措置法第28条の4第3項第6号、<u>第7号ロ</u>若しくは第63条第3項第6号、<u>第7号ロ</u>に規定する住</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下 1件につき 6,200円 100㎡を超え、500㎡以下 1件につき 8,600円 500㎡を超え、</p>	<p>租税特別措置法第28条の4第3項第6号、<u>同項第7号ロ</u>、第63条第3項第6号、<u>同項第7号ロ</u>若しくは</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下 1件につき 6,200円 100㎡を超え、500㎡以下 1件につき 8,600円 500㎡を超え、</p>

宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		2,000㎡以下 1件につき 13,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 35,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 43,000円 50,000㎡を超える 1件につき 58,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
建築基準法第85条第7項の規定による特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 160,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第87条の3第6項の規定による用途を変更する用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 120,000円
建築基準法第87条の3第7項	特別興行場等に用	1件につき 160,000円

<u>第68条の69第3項第6号</u> に規定する住宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与することについての認定の申請に対する審査		2,000㎡以下 1件につき 13,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 35,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 43,000円 50,000㎡を超える 1件につき 58,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
建築基準法第85条第6項の規定による特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 160,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第87条の3第5項の規定による用途を変更する用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 120,000円
建築基準法第87条の3第6項	特別興行場等に用	1件につき 160,000円

項の規定による用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	途を変更する建築物の使用許可申請手数料	
(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1 (1) ウ 建築を伴わない場合 13,000円 (2) ウ 建築を伴わない場合 25,000円 (3) ウ 建築を伴わない場合 42,000円 (4) ウ 建築を伴わない場合 78,000円 (5) ウ 建築を伴わない場合 118,000円 (6) ウ 建築を伴わない場合 173,000円 (7) ウ 建築を伴わない場合

項の規定による用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	途を変更する建築物の使用許可申請手数料	
(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)

	300,000円		
(8)	ウ 建築を 伴わない 場合		(8)
	386,000円		
(9)	ウ 建築を 伴わない 場合		(9)
	451,000円		
2		2	
(1)	ウ 建築を 伴わない 場合		(1)
	85,000円		
(2)	ウ 建築を 伴わない 場合		(2)
	194,000円		
(3)	ウ 建築を 伴わない 場合		(3)
	306,000円		
(4)	ウ 建築を 伴わない 場合		(4)
	599,000円		
(5)	ウ 建築を 伴わない 場合		(5)
	1,068,000 円		
(6)	ウ 建築を 伴わない 場合		(6)
	1,832,000 円		

		(7) ウ 建築を 伴わない 場合 3,384,000 円			(7)
		(8) ウ 建築を 伴わない 場合 4,832,000 円			(8)
		(9) ウ 建築を 伴わない 場合 5,919,000 円			(9)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> 又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の変更の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画</u> 等変更認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> 又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで又は2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画</u> 変更認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで又は2の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗

		までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額）			じて得た額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画等</u> の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,200円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 2,200円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 4 1 号

春日部市自転車駐車場条例の一部改正について

春日部市自転車駐車場条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

南桜井駅西側自転車駐車場の廃止に伴い、名称及び位置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

春日部市自転車駐車場条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																																				
(名称及び位置)		(名称及び位置)																																				
第2条		第2条																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南桜井駅自転車駐車場</td> <td>春日部市大倉496番地463</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南桜井駅自転車駐車場	春日部市大倉496番地463	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南桜井駅自転車駐車場</td> <td>春日部市大倉496番地463</td> </tr> <tr> <td>南桜井駅西側自転車駐車場</td> <td>春日部市大倉420番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南桜井駅自転車駐車場	春日部市大倉496番地463	南桜井駅西側自転車駐車場	春日部市大倉420番地6																											
名称	位置																																					
南桜井駅自転車駐車場	春日部市大倉496番地463																																					
名称	位置																																					
南桜井駅自転車駐車場	春日部市大倉496番地463																																					
南桜井駅西側自転車駐車場	春日部市大倉420番地6																																					
(自転車駐車場の使用方法)		(自転車駐車場の使用方法)																																				
第5条 自転車駐車場の使用方法は、 <u>定期使用又は一時使用</u> とする。		第5条 自転車駐車場の使用方法は、 <u>春日部駅西口自転車駐車場及び南桜井駅自転車駐車場にあつては定期使用又は一時使用とし、南桜井駅西側自転車駐車場にあつては年間使用</u> とする。																																				
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）																																				
自転車駐車場使用料金表		自転車駐車場使用料金表																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">南桜井駅 自転車駐 車場</td> <td rowspan="3">定期 使用 者</td> <td>1 階</td> <td>1 か月 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 か月 6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 か月 13,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 階</td> <td>1 か月 2,200円</td> </tr> <tr> <td>3 か月 6,300円</td> </tr> <tr> <td>6 か月 12,600円</td> </tr> <tr> <td>一時使用者</td> <td>1 回 150円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	使用料	南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1 階	1 か月 2,400円		3 か月 6,900円		6 か月 13,800円	2 階	1 か月 2,200円	3 か月 6,300円	6 か月 12,600円	一時使用者	1 回 150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">南桜井駅 自転車駐 車場</td> <td rowspan="3">定期 使用 者</td> <td>1 階</td> <td>1 か月 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 か月 6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 か月 13,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 階</td> <td>1 か月 2,200円</td> </tr> <tr> <td>3 か月 6,300円</td> </tr> <tr> <td>6 か月 12,600円</td> </tr> <tr> <td>一時使用者</td> <td>1 回 150円</td> </tr> <tr> <td>南桜井駅 西側自転 車駐車場</td> <td>年間使用者</td> <td>年間 6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	使用料	南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1 階	1 か月 2,400円		3 か月 6,900円		6 か月 13,800円	2 階	1 か月 2,200円	3 か月 6,300円	6 か月 12,600円	一時使用者	1 回 150円	南桜井駅 西側自転 車駐車場	年間使用者	年間 6,000円
名称	区分	使用料																																				
南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1 階	1 か月 2,400円																																			
			3 か月 6,900円																																			
			6 か月 13,800円																																			
	2 階	1 か月 2,200円																																				
		3 か月 6,300円																																				
		6 か月 12,600円																																				
一時使用者	1 回 150円																																					
名称	区分	使用料																																				
南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1 階	1 か月 2,400円																																			
			3 か月 6,900円																																			
			6 か月 13,800円																																			
	2 階	1 か月 2,200円																																				
		3 か月 6,300円																																				
		6 か月 12,600円																																				
一時使用者	1 回 150円																																					
南桜井駅 西側自転 車駐車場	年間使用者	年間 6,000円																																				
備考		備考																																				
		4 南桜井駅西側自転車駐車場を年間の途中から使用する場合の使用料は、当該使用料の12分の1に申請月（月の途中において申請する場合も含む。）からその後最初の3月までの月数を乗じた額とする。																																				

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第42号

春日部市自転車放置防止条例の一部改正について

春日部市自転車放置防止条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

放置自転車撤去手数料の額の見直しに伴い、費用の徴収の規定を改正したく提案いたします。

春日部市自転車放置防止条例の一部を改正する条例

春日部市自転車放置防止条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(費用の徴収) 第12条 市長は、第10条第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車の利用者等から撤去に要した費用として1台につき <u>3,000円</u> を徴収することができる。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盗難届を提出しているときは、この限りでない。	(費用の徴収) 第12条 市長は、第10条第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車の利用者等から撤去に要した費用として1台につき <u>2,000円</u> を徴収することができる。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盗難届を提出しているときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車に係る手数料から適用し、同日前に撤去した自転車に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第43号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 新本庁舎備品購入（書庫）

2 取得金額 94,600,000円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）

4 契約の相手方 春日部市粕壁東二丁目5番1号

匠大塚株式会社

代表取締役会長 大塚 勝久

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

新本庁舎備品購入（書庫）を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第44号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 春日部市庄和消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-B型

2 取得金額 59,136,000円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）

4 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号

三田ベルジュビル19階

株式会社モリタ 東京支店

支店長 山 北 忠 司

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市庄和消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-B型を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第45号

令和3年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金460,391,802円のうち231,508,581円を建設改良積立金に積立て、228,883,221円を資本金に組入れるものとする。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和3年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案いたします。

議案第46号

令和3年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金1,341,809,827円のうち594,571,098円を減債積立金に積立て、747,238,729円を資本金に組入れるものとする。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和3年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案いたします。

議案第 4 7 号

令和 3 年度春日部市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度春日部市一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第48号

令和3年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度春日部市国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第49号

令和3年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第50号

令和3年度春日部市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度春日部市介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第51号

令和3年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 5 2 号

令和 3 年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度春日部市立看護専門学校特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第53号

令和3年度春日部市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度春日部市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第54号

令和3年度春日部市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度春日部市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 55 号

令和 3 年度春日部市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度春日部市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 22 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第56号

令和4年度春日部市一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度春日部市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第57号

令和4年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第58号

令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 59 号

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 22 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第60号

令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月22日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 6 1 号

令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 6 2 号

令和 4 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

